

アスファルト合材の不正納入事案の概要

- ・アスファルト舗装工事において、**契約図書で指定されたものと異なるアスファルト(以下、As)合材を発注者との協議を経ずに使用して工事を行った事案を確認。**
- ・国及び高速道路会社において、「新規骨材によるAs合材の使用を指定」した工事を対象に全国調査を実施。9月6日時点で**141件**において、**再生骨材の混入を確認。**
- ・(株)NIPPO・鹿島道路(株)系列プラントでは、製造した「再生合材」を出荷伝票には「新規合材」と明示したうえで、受注者へ出荷しており、**プラント側の意図的な事案である可能性が高い。**
- ・(株)NIPPOでは本事案の発覚後に実施した国の全国調査に対し、子会社プラントに**製造データの書き換えを指示し、国に事実と異なる報告を行っていたことを確認。**

再生骨材の混入が確認された工事件数及びプラント数

工事総数

工事受注会社

再生骨材が混入したAs合材を納入した工事件数

141件

※調査対象工事件数1,104件

プラント

プラント総数

再生骨材が混入したAs合材を納入したプラント数

39箇所

NIPPO

34件

※1: 5/22 NIPPOより公表済
※2: 5/29 鹿島道路より公表済
※3: 7/3 NIPPOより公表済
※4: 7/3 鹿島道路より公表済
※5: 9/6 NIPPO・鹿島道路より公表済

NIPPO子会社

25箇所

※6: 「注文」「出荷」「製造」の記録で混入を確認
※7: 「出荷」「製造」の記録で混入を確認
※8: 「製造」の記録で混入を確認

鹿島道路

8件

1件

鹿島道路

12箇所

他社

68件

29件

1件

NIPPO子会社

他社

2箇所

修補等の基本方針

- ・通常、発注者等との協議を経ずに、仕様と異なる工事が行われた場合には、**仕様の通りに工事のやり直し(修補)を求めることが基本。**
- ・本事案は、求めた仕様と異なることで、**長期的な耐久性への懸念がある。**一方で、工事引き渡し時に求める品質管理基準は満たしており、現状でも変状等は無いことから、**当面の使用における安全性に直ちに問題があるわけではない。**また、**修補する場合の工事規制による交通への影響等**が大きいことから、**直ちに全ての箇所**で修補を実施することは現実的ではない。
- ・そのため、**合材価格の差額の返金を求めたうえで、「経過観察を実施し、変状が確認された段階で補修を行う」**方向とする。

※ただし、管理者が施設の特性、交通への影響、長期耐久性の影響等を踏まえて経過観察を行わずに修補を実施する必要があると判断した場合等は修補することもありうる。

①経過観察の実施

- 経過観察の期間は、表層を使い続ける目標期間として各管理者が設計時に設定した年数
- 経過観察は年1回程度とし、各管理者が定める点検要領等の項目について定量的に調査する
- 経過観察は、費用負担を含め受注者が行う

②補修の実施

- 経過観察により、変状が確認された段階で補修を実施
- 補修の実施は、各管理者において設定する補修の目安をもとに、変状の原因を調査した上で判断する
- 補修内容は、経過観察期間中における表層機能の保持を満足する内容とし、管理者と協議により決定
- 補修は、変状が他の要因であると明らかな場合を除き、費用負担を含め受注者が実施する

③合材価格の差額の返金

- 「契約時に求めた合材」と「不正納入された合材」の単価の差額の返金を求める

原因の分析

【本事案が発生した主な原因・背景】

- プラント会社における**コンプライアンス意識の欠如**
- プラント会社における**過剰な利益追求の姿勢**
- プラント会社における**As段の保管場所の逼迫**
- プラント会社の製造データの書き換えが可能であった環境
- 受注者・発注者の**不十分な品質管理体制・仕組み**
- 発注者が**プラントに求める品質管理規定の不足**

【受注者としての責任の考察】

- (株)NIPPO
子会社プラントに製造データの書き換えを指示し、国に事実と異なる報告を行うなど、**悪質かつ不誠実な対応をとっており、受注者としての責を免れることはできない。**
- 鹿島道路(株)
本社幹部が不正に関与していたことは明確であり、**受注者としての責を免れることはできない。**

再発防止策の基本的考え方

- ・本事案は、(株)NIPPO及び鹿島道路(株)の系列プラント会社による不正行為であるが、**他のプラント会社においても同様の不正が行われる可能性も念頭に、舗装工事全体としても再発防止策を検討する必要。**

(株)NIPPO及び鹿島道路(株)に求める再発防止策

- ・両社が公表した再発防止策について、**両社において確実な実施がなされるよう、取組状況をチェックし、取組内容が不十分な事項については、国として対応を求める。**
- ・併せて、不正を働いたプラント会社に対しては、**製造データ等の確認を強化する。**
- ・両社については、**受注者の責を免れないことから厳正に対処する。**

舗装工事全体としての再発防止策

- ・他社のプラントにおいても同様の不正が行われる可能性も念頭に、再発防止を実施する。

①プラントの取り組み ②舗装工事受注者の取り組み ③発注者の取り組み

【プラントの取り組み】

①プラント業界全体としてのコンプライアンス意識啓発活動の実施

- ・(一社)日本アスファルト合材協会において、プラント各社に対し「信頼回復に向けた声明の発信」「プラント経営陣を対象とするコンプライアンス研修」等の実施

②書き換え不可能な計量システムの使用

- ・(一社)日本アスファルト合材協会より、関係各社へ「書き換え防止機能のある計量管理システムの使用」、「計量データの適正な管理」を求める

【舗装工事受注者の取り組み】

①プラント会社の製造データの確認

- ・受注者においては、合材製造過程における作業の状況(注文伝票、納入伝票、製造データ)を発注者に提出する

②ISO9001取得会社の活用

- ・ISO9001を取得しているプラント会社の活用促進

③不正を働いたプラント会社への確認強化

- ・当面の間、不正を働いたプラントに対して、合材の出荷前に試験繰り(立会、記録の提出を含む)を求めるとともに、出荷時に製造データの提出を求めるなど厳格な確認を行う

④舗装工事全体へのコンプライアンス意識啓発活動の実施

- ・(一社)日本道路建設協会において、倫理規定遵守の更なる周知徹底及び審査の厳格化等を要請

【発注者の取り組み】

①発注者による監督・検査の強化

- ・発注者は、合材製造過程における作業の状況(注文伝票、納入伝票、製造データ)等の提出を求める
- ・将来的には、計量システムに入力した製造データについて、受発注者がリアルタイムで確認できる新たな仕組みの構築を検討

②プラント会社に求める管理規定の強化

- ・印字記録のとりまとめ方法や保存期間を「アスファルト混合所便覧」で規定

③アスファルト事前審査制度の改善

- ・事前審査制度における合材認定時の審査強化、認定合材の出荷時の印字記録等の抜き打ち検査等の品質管理の強化について検討する

④As段の需給バランスを調整する体制検討

- ・As段の発生・受入の予定量を情報収集し、調整する体制について、先行する建設発生土の仕組みを参考に民間の取組も含めて検討する
- ・個別工事の施工計画においてAs段の処理計画を提出させることを検討する

⑤受注者・プラント会社の責任・役割明確化

- ・受注者とプラント会社の品質管理上の責任・役割が明確になるよう業界団体に要請する

⑥プラント会社におけるISO9001の取得の推進

- ・プラント会社に対し、品質管理の向上を目的にISO9001の取得を推奨
- ・ISO取得プラントを活用した場合のインセンティブの付与等の検討を行う

⑦不正を働いたプラント会社への確認強化

- ・当面の間、不正を働いたプラントに対して、合材の出荷前に試験繰り(立会、記録の提出を含む)を求めるとともに、出荷時に製造データの提出を求めるなど厳格な確認を行う

⑧地方公共団体等への再発防止策の周知・共有

- ・公益通報手続きの周知による虚偽報告等の不正の抑止
- ・国・高速道路会社発注工事以外での同種類似の事案防止のため、地方公共団体等へ本報告書の情報共有を行う

中間報告以降の対応

■(株)NIPPO・鹿島道路(株)の再発防止策の履行のフォローアップ

■舗装工事全体の再発防止策のフォローアップ

■不正納入工事の修補等の遂行のフォローアップ

■再生骨材の利用拡大に向けた技術検証及び技術開発